

平成30年度シート

<p>分担金・ 拠出金名</p>	<p>特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議分担金</p>	<p>種別</p>	<p>分担金</p>	<p>30年度 予算額</p>	<p>13,758千円</p>	<p>総合評価</p>	<p>B</p>
<p>拠出先 国際機関名</p>	<p>国連欧州本部</p>						
<p>国際機関等 の概要及び 成果目標</p>	<p>（1）設立経緯等・目的：特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）は、国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際規制を設けるもの。非人道的な効果を有する特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については、ジュネーブ追加議定書（1977年採択、78年発効、日本は2004年加入）が採択される過程において議論されたものの結論が得られず、その後、1979年及び1980年の2回の特定通常兵器の使用禁止・制限に関する国連会議の結果、1980年の国連総会決議でCCWが採択された。1983年に発効（日本は1982年に批准書を寄託）し、現在の締約国・地域数は125。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本分担金は、CCW本体枠組条約及び各附属議定書の運用、新たな附属議定書の作成等の活動を行うCCWの締約国会議及び関連会議の開催経費、条約の運用を支援する履行支援ユニット（ISU）の活動経費に支弁される。各締約国及び会議に参加する非締約国は、国連分担率を基に調整された規定の分担率に則し、応分の負担をする義務を負う。具体的な兵器の使用の禁止及び制限を議論するCCWは、日本の安全保障に関係するものであり、本件拠出を行うことで会議への参加を可能にし、日本の立場や考え方を表明及び会議における議論が日本の政策と整合的なものとなることを目指す。CCWのISUは、国連欧州本部内に事務局を有する国連軍縮部（UNODA）の一部として設置されているため、日本を含む締約国等からの拠出金は国際連合欧州本部に支出される。</p>						
<p>1 専門分野 における活 動の成果・影 響力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CCWは、非人道的な効果を有する通常兵器の使用を禁止ないし制限する。この条約の締約国会議及び関連会合では、法律の専門家と軍事の専門家が一同に会する機会となり、通常兵器の開発・製造技術の向上等を考慮しつつ、通常兵器の使用の禁止及び制限のための条約の実施、新技術及び新型兵器への対応に関する議論が行われる。 ・CCWが発効した1983年以降、使用を禁止・制限する特定の通常兵器毎に附属議定書が作成され、これまで5つの附属議定書が成立している。 ・国家は、その国内治安及び安全保障の両側面の要請から、通常兵器の開発・生産、所有について、その使用や所有の禁止を一般に避けようとすることから、兵器の法的規制は国際人道法の中でも困難な部類に属すると言われている。CCWの枠組では、CCW成立以前の、兵器使用の妥当性は国際人道法上の諸原則に照らして判断されるべきとの考え方を更に進め、特定の通常兵器の使用を条約上の義務として禁止・制限することを可能にしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・附属議定書Ⅰ（1983年発効）は、人体内に入った場合にエックス線で検出することができないような破片によって傷害を与えることを第一義的な効果とするいかなる兵器の使用も禁止する。19世紀後半から第1次世界大戦にかけて多く使用された「ダムダム弾」や類似する弾丸により大きな犠牲が生じ、その非人道性故に規制の必要性が長らく指摘されてきたものが、CCWの成立と同時に、その不可分の一部を構成する附属議定書の一つとして採択された。 ・附属議定書Ⅱ（1983年発効、1996年改正、（改正議定書Ⅱ）、1998年発効）は、非戦闘員である一般住民や文民に対しても無差別的に被害を及ぼし得る地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用を禁止又は制限するものである。 ・附属議定書Ⅲ（1983年発効）は、目標に投射された物質の化学反応によって生ずる火災、熱又はこれらの複合作用により、物に火災を生じさせ、又は人に火傷を負わせることを第一義的な目的として設計された武器又は弾薬である焼夷兵器の使用を禁止又は制限するものである。 ・附属議定書Ⅳ（1998年発効）は、失明をもたらすレーザー兵器の使用を禁止又は制限するものである。かかる兵器はまだ存在しないものであるが、いわば予防的な規定として作成された。 ・附属議定書Ⅴ（2006年発効）は、爆発性戦争残存物に関するものである。 ・兵器の破壊力、残虐性は、技術の進歩に応じて拡大する傾向にあることから、これまで多くの通常兵器について、使用の禁止又は制限の是非について、CCWの枠組で議論が行われてきている。対人地雷以外の地雷、即席爆発装置、人口密集地域における爆発物等は、CCW締約国間での見解が一致しておらず、新たな附属議定書の交渉には至っていない。 ・運用検討会議は5年に1度開催されており、直近では2016年12月にジュネーブ（スイス）において第5回運用検討会議が開催された。同会議では、CCW枠組条約及び同条約附属議定書の履行及び普遍化に関する見直しを行い、次期運用検討会議（2021年）までの活動方針等が検討され、今後の更なる条約及び各議定書の履行と遵守に向けた締約国の関与を盛り込んだ最終宣言が採択された。また、同検討会議は、次の運用検討会議までのサイクルにおける中期的目標として、条約普遍化、締約国の条約履行に関する国内体制の強化、条約体の財政状況の改善等の諸分野での目標を設定した。 						

- ・近年、特に議論が進んでいる事案として自律型致死兵器システム (Lethal Autonomous Weapons Systems: LAWS) がある。近年のロボットや人工知能を始めとする科学技術の急速な発展を背景に、これらの軍事利用に対する市民社会及び NGO グループの懸念に対応するため、2013 年 11 月の CCW 締約国会合において、CCW の下で LAWS に関する議論を行う場として、非公式専門家会合の開催が決定。2014 年～2016 年に 3 度開催された。上記の第 5 回運用検討会議 (2016 年 12 月) では、政府専門家会合 (GGE) の設置及び 2017 年中の 2 度の会合の開催が決定された。
- ・直近の会議である 2017 年締約国会議では、CCW 枠組条約及び同条約附属議定書の履行及び普遍化に関する取組の確認という従来の締約国会議で扱ってきた議題に加え、前年の第 5 回運用検討会議の決定に則し、附属議定書Ⅲ (焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書)、対地雷以外の地雷 (Mines Other Than Anti-Personal Mines: MOTAPM)、科学技術の発展が条約に与える影響についての議論が行われた。
- ・また、2017 年 11 月 13 日から 18 日にかけて、LAWS に係る GGE が初めて開催され、過去 3 度の非公式専門家会合の成果を踏まえつつ、一般討論における各国、団体の代表者による意見表明や、「技術」、「軍事的効果」及び「法律・倫理」の各セッションにおいて、実務家や有識者等の専門家による発表及び出席者との間の質疑応答が行われ、LAWS への対処に係る議論が促進された。さらに、上述の 2017 年締約国会議において同 GGE の報告書が提出及び検討された結果、引き続き本件議論を継続するとのマンデート (権限) が与えられ、2018 年においても 5 日間を上限とする 2 度の会議の開催が決定された。
- ・上記 2 度の会議の内、第一回目の GGE は 2018 年 4 月 9 日～13 日に渡り開催され、過去の非公式専門家会合及び 2017 年の GGE の成果を踏まえつつ、各国、団体の代表者による意見表明や、LAWS の特徴、人間と機械の相互関係、さらには LAWS に係る先端技術について議論が行われ、LAWS に関する認識の共有が図られた。第二回目の GGE は、2018 年 8 月 27 日～31 日を予定している。
- ・CCW は、各国の外交当局のみならず、国際法の専門家や安全保障当局者が参加して、安全保障と人道法の両側面の要請をバランスよく議論するユニークな枠組である。
- ・他方、CCW 枠組条約及び附属議定書の関連会合の会議運営を支援する ISU は国連軍縮部 (UNODA) の一部であり、UNODA が関与する他の条約・国際枠組との間で会議日程の重複等を避けるよう配慮がなされている。
- ・通常兵器の軍備管理と軍縮の分野で国際社会の議論に積極的に参加してきた日本は、CCW 枠組条約及び附属議定書 I～IV までの締約国であり、開催される会議に参加し、日本の立場や考え方を表明している。
- ・LAWS に関しては、CCW の下で今後ありうべき規制が民生分野における同技術の健全な発展を妨げるものであってはならず、今次 LAWS に係る GGE において、民間部門の意見も参考に議論することは、より現実的な認識を共有するのに有意義である旨を述べる等、内容面での貢献を行った。同様に、同 GGE に日本の安全保障分野の専門家を派遣する等、サブ面での議論に貢献してきており、議長を始め各国から評価を得た。

2 組織・財政マネジメント

- ・外部監査 対象年度：2016 年度、実施主体：国連会計検査委員会 (Board of Auditors, BOA)、報告・提出月：2017 年 7 月、結果及び対応：特段の指摘事項はなし
- ・内部監査 対象年度：2016 年度、実施主体：国連内部監査部 (Office of Internal Oversight Services, OIOS)、報告・提出月：2017 年 12 月、結果及び対応：特段の指摘事項なし
- ・財政状況の報告
 - ・報告・提出月：2017 年 2 月 13 日 (2016 年度)
 - ・財務状況報告の中で、分担金の延滞が深刻であるとの指摘が行われ、CCW 枠組条約の締約国会議において改善策について議論が行われた。
- ・本件分担金は、会議開催経費と ISU の人件費がほとんどを占める。CCW 枠組条約及び各附属議定書の着実な履行、普遍化に当たり、安定的な財務状況の確保が重要であるが、分担金延滞の問題が深刻化しており、前年の締約国会議で具体的な開催日程、場所等が決定されたにも関わらず、その決定の履行 (2017 年の締約国会議の開催) が危ぶまれるとの事態が生じた。一部の締約国の分担金の未払いが継続すれば、本件問題は毎年生じることになる。
- ・ISU は、2017 年に分担金支払い状況をホームページで公開し、延滞国に対してすみやかな支払を促す措置を行ったところ、一部の延滞国が支払に転じており、今後もその効果が期待されている。
- ・5 年に一度の運用検討会議 (直近は 2016 年 12 月) では、中長期的な運用計画が協議され、必要に応じて改善の機会が確保されている。
- ・日本は、分担金延滞の問題を深刻に捉えており、CCW 枠組条約締約国会議等の場で、延滞状況解消は締約国各国の責務であるとして呼びかけている。また、その対応策とし

<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<p>ての分担金支払い状況のホームページでの公開を支持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCWにおける議論の結果、新たな附属議定書として特定の通常兵器の使用が禁止ないし制限される場合、この附属議定書を批准するか否かの判断は各国の判断ではあるものの、CCWは特定の通常兵器の規制に関する主要な条約である。国連安全保障理事会の全常任理事国を始め、国連加盟国の約3分の2、125の国と地域が枠組条約を締結しているCCWは、国際社会において一定の影響力を有することになる。日本としても自国の安全保障との関係で、CCWにおける議論に参画し、自国の立場を主張し、国益の確保に努めることが重要。 ・日本は、日本の安全保障と国際社会の平和と安定のために、軍縮・不拡散への取組を重視している。CCWは、過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、分担金の拠出によって条約の効果的な運用を支えることは、条約上の義務というだけでなく、軍縮・不拡散の促進に資するものである。 ・特にLAWSに関しては、ロボット技術や人工知能（AI）は、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で利用され、今後も急速な発展が見込まれているとともに、特にこれらの分野で先進的な技術を有する日本としては、その健全な発展を阻害しないよう冷静な議論が必要とされる所、こうした観点からCCWにおける議論に積極的・建設的に参画していくことは重要。 ・なお、本件分担金による直接の成果は、上記1のとおり。 ・日本はCCWの枠組条約及び締結している附属議定書（I～IV）のすべての会合へ参加し、自国の立場を表明してきている。通常兵器の軍縮条約・国際枠組はコンセンサスが意思決定の原則であり、日本として好ましいコンセンサスの形成においては建設的な貢献を行ってきている。 ・締約国会議議長、政府専門家会合議長やISUとの間で、会議以外でも意見を交換し、日本の政策の反映に努めている。 ・上述1のとおり、2017年のLAWSのGGEにおいては、日本の有識者をパネリストとして派遣して発表する等、安全保障面での影響に関する議論に貢献した。使用の禁止ないし制限の前提となる兵器の定義づけの議論の前段階として、その機能や特徴についての議論が行われている段階から、日本からサブ（内容）面での貢献を行うことは、今後のLAWSの議論において日本にとって好ましい方向性を得る上で有益なプレゼンスを示すことに繋がった。 ・また、外務省は、LAWSに関し、国際人道法との関係、倫理上の論点、関連技術のデュアル・ユース性及び安全保障上の問題といった論点に係る国際社会での活発な議論も踏まえ、2018年3月に河野外務大臣主催による有識者との意見交換会を開催するなど、一層の研究を進めており、今後のCCWでの議論にもこうした取組をいかしていくこととしている。 ・日本としては、基本的にすべての会合に出席し、議論に積極的かつ建設的に参画することで、上述のとおり、日本として好ましい議論や決定が行われることに努めるとともに、締約国間のコンセンサスの形成に貢献している。 ・締約国会議、GGE、非公式専門家会合等の関連会合において、すべての締約国、非締約国のオブザーバー、市民社会（NGO、教育機関、研究機関等）が参加する全体会合の形式を基本としている。そのため、CCWの各会合には、これまでも日本のNGO、教育機関等が参加してきている。 						
<p>4 日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>加盟国等の数</p>	<p>全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)</p>	<p>うち、 日本人職員数</p>	<p>うち、 日本人幹部職員数</p>	<p>日本人職員の比率 (2017年12月末時点)</p>	<p>日本人職員数 (前年同時期)</p>	<p>日本人幹部職員数 (前年同時期)</p>
<p>125 3 0 0 0% 0 0</p> <p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件分担金は、会議に出席する国が負担するべき会議の通訳・文書翻訳等の会議開催費用に充当される。また、ISUは常設事務局ではなく、あくまで会議運営支援を行うことが主要な機能である。 ・日本としてISUは可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを主張してきているが、ISUに日本人職員が加わる可能性を追求すべく、ISUに接触し、職員に求められる具体的な素質や将来的な求人等の情報収集を継続している。 							

	<ul style="list-style-type: none"> ・しかし、2017年は分担金延滞が深刻であり、一部の会議開催を取りやめ、ISU経費についても削減した経緯あり、定員の増員等の可能性は低い。 ・また、空席がないために日本人の採用が困難となっている。 	
5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	次年度活動計画及び予算案について締約国会議議長とISUの間で協議が行われ、例年11月に開催される年次締約国会議に先だって締約国へ予算案と共に提示が行われる。締約国会議では次年度活動計画及び予算案について協議と承認が行われる。
	DO	締約国会議で決定された活動計画及び予算案について、国連分担率を基に調整された分担率に基づいて締約国及び会議参加国にISUが支払請求書を送付。支払請求書の送付タイミングにもよるが、例年1～2月頃に日本から分担金を拠出する。各国から拠出された分担金と合わせ、会議開催経費として使用される。
	CHECK	国連の監査規定に従い、外部監査機関が財政状況等を監査。また、ISUが前年の活動実績及び財務状況を取りまとめ、分担金を拠出した締約国及び会議参加国へ文書で報告する。次年度の締約国会議において、活動の効率化や財務状況の改善策について議論が行われる。日本側からも、外務本省及び現地（軍縮会議日本政府代表部）の職員を締約国会議に派遣し、より効率的な運用に向けた検討を可能としている。
	ACT	ISUは、監査結果及び締約国から指摘された問題点等を受け、次年度の議長国等と適宜協議しつつ、会議開催に係る運営の改善及び拠出の運用改善を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本からの分担金は、会議開催経費として全体の会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。 ・CCWは、年次締約国会議のほか、5年に一度開催される運用検討会議において、過去5年間のCCWの運用状況について確認を行うとともに、予算を含め、その後の5年間のCCWの効果的な運用について中長期的な議論が行われている。
担当課室名	通常兵器室	